

平成28年度診療報酬改定に係る歯科診療行為マスターの変更について

1 マスターファイルの変更点

現時点におけるマスターファイルの変更点は次のとおりです。

なお、2月18日に支払基金本部において開催されました「平成28年度診療報酬改定に伴うメーカー説明会」において、基本テーブル「項番60：予備2」を「通則加算所定点数対象区分」に変更する案を連絡しましたが、告示された歯科点数表の「第9部手術通則14」の規定の内容から、当該項目の設定は不要であることが判明しましたので、「予備」のままといたします。

(基本テーブル)

項番	項目名	内容	備考
3	診療行為コード	新設、廃止及び変更	内訳は公表マスターの基本テーブル 項番1「変更区分」を参照 3:新規 5:変更 9:廃止
19	看護加算	設定値の追加 68:夜間75対1看護補助加算 69:夜間看護体制加算	
21	入院基本料区分 予備	項目の変更(入院基本料区分→予備) モード:数字 最大バイト:2 項目形式:可変	
22	地域加算	設定値の追加 7:7級地地域加算自体	
33	包括逡減区分	設定値の追加 108:皮膚灌流圧測定 109:シャトルウォーキングテスト	
36 ~ 45	施設基準①~⑩	今回公表では未対応	後日更新予定

項番	項目名	内容	備考
59	予備1 長時間麻酔管理 加算	項目変更(予備1→長時間麻酔管理加算) モード:英数 最大バイト:1 項目形式:固定 0:2以外の診療行為 2:医科点数表のL008に掲げる「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」の実施時間が8時間を超え、「長時間麻酔管理加算」を算定する場合に実施している必要がある手術	310021510 遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付き) 310021710 自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付き) に「2」を設定する。

2 歯科診療行為コード設定の留意点

下記のコードについては、算定要件により細分化してコードを設定していますので、特にご留意ください。

コード	省略名称	留意点
308002910	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(要介護・入院)	入院外(通所リハビリ)のみH000又はH000-3の注5に係る施設基準が必要であることからコードを細分化
308001710	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(要介護・入院外)	
308003010	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(要介護・入院)	
308001910	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(要介護・入院外)	
308003110	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(要介護・入院)	
308002110	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(要介護・入院外)	
308003510	廃用症候群リハビリテーション料(1)(要介護・入院)	
308003610	廃用症候群リハビリテーション料(1)(要介護・入院外)	
308003710	廃用症候群リハビリテーション料(2)(要介護・入院)	
308003810	廃用症候群リハビリテーション料(2)(要介護・入院外)	
308003910	廃用症候群リハビリテーション料(3)(要介護・入院)	
308004010	廃用症候群リハビリテーション料(3)(要介護・入院外)	

3 歯科診療行為コードの経過措置について

告示により経過措置が設けられている診療行為(別添)については、適用時期に合わせてコードの新設又は廃止を行います。

※ 今後、厚生労働省から発出される通知等によっては、変更が生じる場合があります。